

## 佐賀県選挙管理委員会告示第 15 号

政治資金規正法（昭和 23 年法律第 194 号）第 6 条第 1 項の規定による政治団体の届出について、一ノ瀬裕子後援会から令和 6 年 3 月 7 日に訂正の報告があったので、同法第 7 条の 2 第 1 項の規定に基づき、令和元年 9 月 6 日付け佐賀県公報で公表した政治資金規正法に基づく政治団体の届出（佐賀県選挙管理委員会告示第 28 号）の一部を次のとおり訂正する。

令和 6 年 4 月 23 日

佐賀県選挙管理委員会委員長 大 川 正 二 郎

その他の政治団体 国会議員関係政治団体以外の政治団体の表の一ノ瀬裕子後援会の項中「山崎 俊介」を「山崎 俊介」に改める。